

社会福祉法人 御嵩町社会福祉協議会

正職員(障がい者(児)相談支援事業)採用試験概要

1 試験日時

* 随時(応相談)

2 試験内容(①の後に、②の日程を通知いたします)

① 適性検査(50分・35分)、作文(60分)

② 面接

3 試験会場

試験日時が決定した際に通知いたします

4 合格発表

可否の発表期日：面接日の2週間後

可否の通知方法：受験者に郵送にて可否を通知します。

なお、電話による可否に関する照会には一切応じられません。

5 採用日等

可否通知後の健康診断で異常がなければ、翌月1日採用。

ただし、採用後6ヶ月間は、試用期間となります。

6 注意事項

① 試験会場には駐車場がありますので、自動車で来場されても差し支えありません。

② 試験当日受験票のない場合は、原則として受験できません。

③ 受験者は、受験説明時刻又は指定された時刻に試験会場内の指定された席にご着席ください。

④ 筆記用具(黒芯のHB鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)を必ず持参してください。

⑤ 試験会場は、全館禁煙です。

社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会
正職員（障がい者（児）相談支援事業）募集要項

項 目	内 容
採用の区分	社会福祉士 又は 精神保健福祉士
採用人員	1名
職務内容	<p>基幹相談支援センター</p> <p>地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害・難病・障害児）及び成年後見制度利用事業を実施し地域移行・地域定着や権利擁護・虐待防止の推進など地域の相談支援体制強化の取り組みや自立支援協議会の運営を行います。</p> <p>特定相談支援・障害児相談支援</p> <p>障がい者相談支援専門員として障害児者の福祉サービス利用のための計画書やサービス量やサービスが適切であるかの検証のためのモニタリングを行いモニタリング報告書を作成する業務を行う</p> <p>社会福祉士及び精神保健福祉士の資格取得者の方は、採用後相談支援業務を行っていただくために相談支援専門員の資格取得が必要なため、相談支援専門員初任者研修の受講が必須となります。</p>
採用予定日	随時（応相談）
勤務場所	御嵩町社会福祉協議会【希らり館】
受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ■40歳未満（長期勤続によるキャリア育成を図るため） ■社会福祉、地域福祉に意欲のあり、障害児者に寄り添える方 ■社会福祉士資格取得者 又は 精神保健福祉士資格取得者 ■普通自動車運転免許取得者（A T限定可）
選考方法	適正検査、作文、面接
受験手続	<ul style="list-style-type: none"> ■受験申込書と履歴書（指定様式）に必要事項を記入し、資格を証明する書類（写し）を添えて下記まで提出してください。なお、平日の午前8時30分～午後5時15分までに下記へ提出してください。 ■受験票返信用封筒（A4用紙3つ折りが入る大きさの封筒）1通に110円切手を貼付し、申込者の住所、氏名、郵便番号を明記して提出（同封）してください。

待 遇	<p>■初任給：220,000円～（経験による前歴加算を考慮） （採用後6ヶ月は試用期間となります）</p> <p>■諸手当：扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当等を支給要件に基づき支給します。</p> <p>■賞 与：年2回（6月、12月）</p> <p>■退職金：本会の退職金規程に基づく制度があります。</p> <p>■福利厚生：各種社会保険、県民間社会福祉事業従事者共済会、福利厚生センターに加入します。</p> <p>■勤務時間：午前8時30分から午後5時15分【休憩時間60分含む】</p> <p>■休 日：土、日、祝、年末年始（12月29日～1月3日まで）</p> <p>■定 年：満60歳に達する日以後最初の3月31日とします。ただし、本人が希望する場合は、別に定める基準により満65歳に達する日以後最初の3月31日までとしています。</p> <p>■所定外勤務：業務の都合により、所定労働時間外または休日に勤務していただくことがあります。</p> <p>■年次有給休暇：本会の就業規則に基づき、年次有給休暇を付与いたします。</p> <p>■その他の休暇：特別休暇、夏季休暇（4日）、育児・介護休暇等</p> <p>※これは本会の規則等に基づき支給・付与されます。また、これらは現行のものであり改正されることがあります。</p>
そ の 他	<p>受験申込書、履歴書は本会で交付するほか、ホームページからもダウンロードできます。また、「社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会 正職員（障がい者（児）相談支援事業）採用試験概要」を必ずご覧ください。URL：http://mitake-syakyo.jp/</p>
応 募 先	<p>〒505-0116 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239番地10 希らり館 社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会 事務局 宛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書の提出方法は、持参又は郵送とします。 ・ 郵送の場合は、特定記録郵便又は簡易書留郵便としてください。
問い合わせ先	<p>社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会 事務局：田中、鍵谷 電話（0574）67-6710</p>

※次のいずれかに該当する方は受験することができません。

- ① 日本国籍を有していない方
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

